



令和6年5月早期フロー以降に請求を行う際の注意点について

目次

令和5年度分の 請求データ送信時の注意点【全施設対象】.....	1
令和6年度に制度改正が行われた項目のうち、暫定請求が必要になる項目について	2

令和5年度分の 請求データ送信時の注意点【全施設対象】



注意点 事前準備について

5月早期フロー以降、過誤再請求等で令和5年4月～令和6年3月分の請求データを
送信する場合は、**データの「送信」を2回行ってください。**

※人事院勧告に伴う過誤は必要ありません。別途加算項目の過誤がある場合のみデータの「送信」を2回行います。

※2回のデータ送信を行うにあたり、1回目と2回目で内容の変更は不要です。

○データ送信を2回行っていただく理由

令和5年4月分～令和6年3月分の請求について、横浜市側で令和5年人事院勧告に伴う差額計算を行いました
横浜市給付費ソフトからのデータ送信は行っていないため、横浜市側で差額計算時に作成した人事院勧告による新単価を
反映した版数と、施設側の横浜市給付費ソフトの版数にずれが生じています。

したがって、横浜市給付費ソフトの版数と横浜市が保有する版数を合わせるためにデータ送信を2回行う必要があります。

例) 1版～3版で請求した加算Aの単価 100 円が、人事院勧告後に 110 円となった場合

	差額計算前に施設が横浜市給付費ソフトから送信した 明細(※ソフトに反映されている明細)	差額計算時に横浜市が作成した明細 (※ソフトに反映されていない明細)
版数	1版～3版	4版
加算 A の金額	100 円	110 円
詳細	差額計算前に請求ソフトから送信した明細は 人事院勧告前の単価のため、加算Aは 100 円のまま です。	横浜市の保有する情報が3版の 100 円のままの場合、 請求ソフトの単価を 110 円に更新した状態で過誤再請 求すると、差額が生じてしまいます。 したがって、加算Aを 110 円とした 4 版を作成するこ とで、差額の発生を防止しています。



補足

過誤再請求等の際、データ送信を2回行うことで横浜市給付費ソフト・横浜市側の版数がともに5版になり、
横浜市での請求データの受付ができます。

令和6年度に制度改正が行われた項目のうち、暫定請求が必要になる項目について

令和6年度から公定価格及び向上支援費の一部について制度変更がありましたが、システム改修が完了するまでの対応方法については次のとおりです。
また、システム改修後は過誤再請求にて差額を請求することができます。

(1) 暫定請求が可能な項目

加算名称 【 】: 対象施設・事業所	暫定請求の方法	詳細
① ローテーション保育士(保育教諭)雇用費 【保育所・認定こども園】	令和5年度と同様の 計算方法で請求	システム改修の完了後、正しい加算額を請求いただけます。 ※施設明細の過誤再請求が必要です。
②職員配置加算(4・5歳児) 【保育所、認定こども園】 ※4歳以上児配置改善加算(公定価格) 取得施設のみ		システム改修の完了後、正しい加算額を請求いただけます。 ※児童明細の過誤再請求が必要です。

(2) システム改修が完了するまで請求いただけない項目

加算名称 【 】: 対象施設・事業所	詳細
①4歳以上児配置改善加算 【保育所・幼稚園・認定こども園】	システム改修の完了後、請求いただけます。 ※児童明細の過誤再請求が必要です。